

大阪府所管 共同生活援助事業所 管理者 様

大阪府福祉部障がい福祉室生活基盤推進課長

### グループホームにおける食材料費の取扱い等について

日頃は、共同生活援助の適切な運営に御協力をいただきありがとうございます。

すでに報道されているとおり、障がい者向けグループホームを全国展開する運営会社が、利用者から食材料費を過大徴収するという問題が発生しています。

これを受け、厚生労働省から別添のとおり事務連絡が発出されましたので、本通知のとおり、あらためて下記の点に十分留意いただき適切な事業運営を行っていただくようお願いします。

なお、今後、大阪府が実施する食材料費等（食材料費、光熱水費、日用品費）の徴収等の調査及び実地指導にあたっては、ご協力をお願いいたします。

### 記

#### 1 食材料費の徴収についての規定

- グループホームについては、「大阪府指定障害福祉サービス事業者の指定並びに指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」により、利用者から食材料費を徴収できる旨を規定するとともに、あらかじめ、サービス（食事等）の内容や費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならないこと、運営規程に利用者から徴収する食材料費の額を定めなければならないこととしています。
- 利用者から徴収した食材料費について、利用者の食事のために適切に支出しないまま、残額を他の費目に流用することや事業者の収益とすることについては、府の定める指定基準に違反するものとなります。
- 食材料費の不適切な徴収は、いわゆる障害者虐待防止法の第2条第7項に規定する「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待」のうち、「経済的虐待」（同項第5号）にも該当する可能性があります。

#### 2 引き続き留意いただきたい事項

- 食材料費として徴収した額は、適切に管理するとともに、結果としてあらかじめ徴収した食材料費の額に残額が生じた場合には、精算して利用者に残額を返還することや、当該事業所の利用者の今後の食材料費として適切に支出する等により、適正に取り扱う必要があります。
- 食材料費の額やサービスの内容は、サービス利用開始時及びその変更時において利用者へ説明し、同意を得るとともに、食材料費の収支について利用者から求められた場合に適切に説明を行う必要があります。
- 食材料費のほか、光熱水費及び日用品費についても、同様の対応をお願いいたします。

（連絡先）

担当 大阪府福祉部障がい福祉室生活基盤推進課指定・指導グループ

電話 06-6941-0351（内線：2462）